

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を定めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
北海道フード・コ ンプレックス国際 戦略総合特区	29202	農家レストランの市街 化調整区域内の設置 の容認	農業者が生産する農畜産物又はそれを原材 料として製造・加工したものの提供を行う農家 レストランについて、農業者がこれを市街化調 整区域内に設置できるよう、要件を緩和する。	地域の農産物を積極的に使用する ことや、地域の農地利用に支障を来 さないことなど、地域農業振興が固 まれることを前提として、農家レスト ランの市街化調整区域内での設置に 係る規制の緩和が必要となっており 、規制の緩和により農業者の六次 産業化の推進及び所得の向上を図 ることができる。 *六次産業化により農業以外での 所得向上や経営の多角化が図られ るとともに、輸出にもつなげることが 可能となり当該特区事業の目標に合 致するもの。	1回目	国土交通省	都市局 都市計画課	都市計画法	D	-	-	都市計画法に基づく開発許可制度は、一定規模 以上の開発行為を規制し、都道府県知事等の開 発許可権者の許可にからしめることにより、良 好かつ安全な市街地の形成(道路、公園、給排水 施設等の確保、防災上の措置等)と無秩序な市街 化の防止(市街化調整区域内における開発行為等 の抑制)を目的としている。	市街化調整区域は、原則開発が禁止されている区域であり、例外的 に立地できる用途は、都市計画法第34条各号に限定列挙されている が、農家レストランについては、例えば、 ①主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の 日常生活のために必要な店舗(法第34条第1号)や、休憩所(法第34 条第9号)に該当すると認められる場合には市街化調整区域に立地す ることが可能である。 ②また、①と認められない場合であっても、開発審査会の議を経て 立地を認めることも可能であり、いわゆる「付議基準」とされるもの の中で、提案事項の妨げとなっているものについては、都市計画法に基 づく規制ではなく、開発審査会を設置する地方公共団体の判断等に よって設けられているものであることから、開発審査会を設置する地方 公共団体と調整が図られれば、現行制度において提案事項の実現 は可能である。 このため、提案事項に係る開発審査会の設置者である北海道と貴 特区との間で十分調整いただくことで、現行制度において、提案事項 を実現することは可能と考える。	a	ご指摘のとおり、現行制度において、対応することとします。	国土交通省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、指定自治体は了解して いるため、協議を終了する。	iii
					2回目												

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を定めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
つくば国際戦略総合特区	29203	第一種使用等申請手続の迅速化	<p>【1】通常、研究目的もしくは商業用の系統選抜のための複数系統に対しての申請(マルチイベント)は、文科省と環境省が申請先となり審査が実施されているが、産業目的が明らかな場合の系統選抜、試験栽培については、農水省および環境省への1回の申請で系統選抜目的の試験栽培(マルチイベント)から産業用として選抜された系統の栽培試験(シングルイベント)までの実施を可能とする規制緩和を要望する。</p> <p>【2】また、第一種使用等(隔離ほ場試験)承認申請では、カルタヘナ法に基づいた生物多様性への影響評価が行われるが、この承認・審査過程で実施される公聴会の主要メンバーはつくばの大学、研究所に在籍する有識者である。この利点を生かして、つくばでの会議開催による審査の迅速化、事務手続きの要件を簡素化し、特区として優先特例的に進める仕組み作りを提案する。これにより審査の質を担保したまま、審査期間の短縮が見込まれる。</p>	本規制緩和にかかる承認・審査は約2年/2回程度かかることであるが、約1年に短縮できるので、事務手続きの要件を簡素化し、申請にかかる経費の削減が見込まれることと、実用化への開発が早くなる。遺伝子組換え生物研究開発の中心地筑波としての特規緩和策により、遺伝子組換えの研究や開発研究が進展し、研究者は開発企業の交流が盛んになり、遺伝子組換え生物の研究拠点化、ならびに国際競争力形成の一助となる。本提案の本事業への効果としては、生物多様性への影響評価のハードルを維持したまま、有用物生産植物の研究開発の加速化、市場化への早期化を進め、これにより、国際競争への優位性も高まることが期待される。	1回目	文科科学省	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条、第36条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定める政令 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第6条、第8条、第40条	【1】 D 【2】 E			遺伝子組換え農作物等の第一種使用等に当たっては、あらかじめ、その使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これを主務大臣に申請し、承認を受けることとされている。 その際、当該承認申請に係る主務大臣は、研究開発段階の遺伝子組換え農作物に関しては農水省大臣及び環境大臣、それ以外(産業段階)の遺伝子組換え農作物に関しては農水省大臣及び環境大臣とされている。 また、主務大臣は、当該承認申請があった場合には、生物多様性影響に専門の学識経験を有する者(学識経験者)の意見を聴かなければならないとされている。	【1】 a 【2】 a	<p>【1】現行制度でも、複数系統の隔離ほ場での試験栽培について、各系統の性状が定まっている場合には、研究開発段階の隔離ほ場試験で生物多様性影響評価に必要なデータが十分に得られている場合には、産業利用段階での隔離ほ場試験は不要となっている。また、複数系統の産業目的の隔離ほ場試験栽培についても、各系統の性状が定まっている場合には可能であることが確認できた。また、複数系統の性状が定まっている場合には可能であることが確認できた。</p> <p>【2】よって、要望する内容はこの現行制度で対応できることが分かった。</p> <p>【2】文科科学省からの回答は困難であることを承した。</p>	文科科学省から、要望する申請の仕組みは現行制度にて対応可能である旨の見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	iii	
					2回目											
					1回目	農林水産省	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条、第36条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定める政令 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第6条、第8条、第40条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十三条の規定に基づく基本的事項 遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領	【1】 D 【2】 E			遺伝子組換え農作物等の第一種使用等に当たっては、あらかじめ、その使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これを主務大臣に申請し、承認を受けることとされている。 その際、当該承認申請に係る主務大臣は、研究開発段階の遺伝子組換え農作物に関しては農水省大臣及び環境大臣、それ以外(産業段階)の遺伝子組換え農作物に関しては農水省大臣及び環境大臣とされている。 また、主務大臣は、当該承認申請があった場合には、生物多様性影響に専門の学識経験を有する者(学識経験者)の意見を聴かなければならないとされている。	【1】 a 【2】 a	<p>【1】現行制度でも、複数系統の隔離ほ場での試験栽培について、各系統の性状が定まっている場合には、研究開発段階の隔離ほ場試験で生物多様性影響評価に必要なデータが十分に得られている場合には、産業利用段階での隔離ほ場試験は不要となっている。このほか、研究開発段階の隔離ほ場試験で生物多様性影響評価に必要なデータが十分に得られている場合には、産業利用段階での隔離ほ場試験は不要となっている。このように、研究開発段階と産業段階とで、必ず2回、隔離ほ場試験の申請が必要な仕組みとはならず、現行制度は要望に対応したものである。</p> <p>【2】学識経験者への意見聴取を行う会議の開催場所については定めはなく、また、当該会議の回数や内容は、申請された案件によって決まるものであり、会議の開催場所を変更しても、審査期間の短縮につながるものではないことから、対応しない。 なお、当該会議を構成する学識経験者の在籍地は、つくばの者と東京の者とが同程度となっているところである。</p>	農林水産省から、指定自治体の要望する申請の仕組みは現行制度にて対応可能である旨の見解及び学識経験者への意見聴取を行う会議の開催場所についての見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	iii	
					2回目											
					1回目	環境省	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条、第36条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定める政令 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第6条、第8条、第40条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十三条の規定に基づく基本的事項 遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領 農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について第3の1の(6)	【1】 D 【2】 E			遺伝子組換え農作物等の第一種使用等に当たっては、あらかじめ、その使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これを主務大臣に申請し、承認を受けることとされている。 その際、当該承認申請に係る主務大臣は、研究開発段階の遺伝子組換え農作物に関しては農水省大臣及び環境大臣、それ以外(産業段階)の遺伝子組換え農作物に関しては農水省大臣及び環境大臣とされている。 また、主務大臣は、当該承認申請があった場合には、生物多様性影響に専門の学識経験を有する者(学識経験者)の意見を聴かなければならないとされている。	【1】 a 【2】 a	<p>【1】現行制度でも、複数系統の隔離ほ場での試験栽培について、各系統の性状が定まっている場合には、研究開発段階の隔離ほ場試験で生物多様性影響評価に必要なデータが十分に得られている場合には、産業利用段階での隔離ほ場試験は不要となっている。このように、研究開発段階と産業段階とで、必ず2回、隔離ほ場試験の申請が必要な仕組みとはならず、現行制度は要望に対応したものである。</p> <p>【2】学識経験者への意見聴取を行う会議の開催場所については、申請された案件や学識経験者の構成等によって決まるべきものであり、今後も同様の考えに基づき運用してまいります。</p>	環境省から、指定自治体の要望する申請の仕組みは現行制度にて対応可能である旨の見解及び学識経験者への意見聴取を行う会議の開催場所についての見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	iii	
					2回目											

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理				
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を定めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの				
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的影響、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理		
つくば国際戦略総合特区	29204	遺伝子組換え植物の食品安全性評価手続きにおける効率化	【1】 食品安全性評価にかかる審議は、審議前の事務手続きを含め、約3~4年かかることであるが、書類の事前確認が1カ所に集約され、食品安全性評価事務局と申請者の直接の情報交換が導入できれば、双方の意図も伝わりやすく、情報伝達系も簡素化するため、審議期間が短縮され、商品化を加速できる。これにより、申請にかかる人件費等のコストも抑えられる。また、本事業としては、有用な物質の商品化が加速することで、健康長寿社会の実現にスピードに貢献できることといった効果が期待される。	1回目	厚生労働省	医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室	・食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)第11条 ・食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月20日厚生省告示第370号)第1-A-2 ・組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年5月1日厚生省告示第233号) ・食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第11条、第24条	【1】 D 【2】 E	対応済	-	-	遺伝子組換え食品を輸入・販売等する際には、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければならぬ。安全性審査は、品目毎に、食品安全性委員会の意見を聴いて行うこととされている。	【1】 ・現行制度において、申請者と食品安全委員会が直接やり取りすることは可能であり、必要に応じて行っている。 【2】 ・申請資料の事前確認については、厚生労働省は、食品安全委員会が定める評価基準に基づき、評価に必要な資料の充足を確認している。これは食品安全基本法に基づく食品安全委員会へのリスク評価依頼に必要な確認である。また、食品安全委員会事務局においては、専門調査会における審議を遅滞なく進めるため、審議に必要な情報が十分に含まれている確認を行っている。このとおり、厚生労働省と食品安全委員会事務局においては、確認の観点も異なるため、事前確認の実施を一方に集約することはできない。 ・審査期間の短縮には、評価に必要な情報について申請者に正確にご理解いただき申請資料に反映していただくことが重要であるため、引き続き、申請者及び食品安全委員会事務局と丁寧にコミュニケーションをとり対応してまいりたい。	【1】 a 【2】 a	【1】 現行制度において、申請者と食品安全委員会の直接のやり取りが可能であることが確認できた。 【2】 ・申請資料の事前確認について、異なる観点で、厚生労働省が食品安全委員会が定める評価基準に基づき、評価に必要な資料の不足の確認、食品安全委員会事務局が審議に必要な情報内容の確認を行っており、一方に集約できないことを理解した。	厚生労働省から、申請者と食品安全委員会事務局との直接のやり取りが現行制度において可能である旨の見解及び事前確認をどちらかの府省に集約することが困難である旨の見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	iii		
				2回目															
				1回目	内閣府	食品安全委員会事務局評価第二課	・食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)第11条 ・食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月20日厚生省告示第370号)第1-A-2 ・組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年5月1日厚生省告示第233号) ・食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)第11条、第24条	【1】 D 【2】 E	対応済	-	-	遺伝子組換え食品等の安全性評価は、国民の健康の保護はもちろんのこと、その信頼を得る上でも科学的見地から中立・公正に行うことが許容であり、現行の制度及び運用は、その適正な実施を確保する上で必要不可欠である。 【1】 ・申請者が食品安全委員会事務局と直接やり取りすることは妨げておらず、必要に応じて行っている。また、審議の円滑化の観点から、新規案件に関しては初回の専門調査会に申請者を招致し、専門委員からの質疑に直接回答いただく機会を設定している(なお、2回目以降の専門調査会における質疑対応の可能性も排除してはいない。) 【2】 ・申請書の事前確認を1ヶ所の事務局に集約するという要望については、厚生労働省と食品安全委員会事務局とは確認の観点も異なるため、重複する部分がないため、集約しても期間は短縮されず、むしろ非効率が生まれると考えられる。 ・なお、食品安全委員会での審議に要する期間については、企業からの申請案件の標準処理期間※を1年と設定しており、遺伝子組換え食品等に係る審議に関しては、設定された平成22年以降遵守している。 ※「事務局における資料の事前審査又は専門調査会における調査審議の結果、厚生労働省に対し追加資料の提出を依頼した場合に、厚生労働省が当該追加資料を提出するために要する期間」を除く。	【1】 a 【2】 a	【1】 現行制度において、申請者と食品安全委員会の直接のやり取りが可能であること、また、2回目以降の専門調査会における専門委員との直接的な質疑応答の可能性もあることが確認できた。 【2】 ・申請資料の事前確認について、異なる観点で、厚生労働省が食品安全委員会が定める評価基準に基づき、評価に必要な資料の不足の確認、食品安全委員会事務局が審議に必要な情報内容の確認を行っており、一方に集約できないこと、効率的に行うために必要な分担作業であることを理解した。	内閣府から、申請者と食品安全委員会事務局との直接のやり取りが現行制度において可能である旨の見解及び事前確認をどちらかの府省に集約することが困難である旨の見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。	iii			
				2回目															

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的影響、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
次世代自動車・スマートエネルギー特区	29205	震災時において、電気自動車等から一般電気工作物へ電力供給する場合の出力緩和	ガソリンや水素、電気などの次世代自動車等、様々な場所において、電気を供給するだけでなく、車両からの電気による給電、水の供給など避難所等における必要不可欠なエネルギーを十分に供給するために、複数台の次世代自動車を集め、大電流を供給する仕組み作りが重要である。次世代自動車「集める」仕組みについては、地方自治体において行うが、大電流を供給するための「EV、FCVといった次世代自動車の普及や、水素をはじめとした多様なエネルギーを災害時に供給できる施設の整備など、平時の省エネ化と災害時の市民生活を守る仕組みの構築」といった「レジリエンス都市」の構築について、民間企業や大学などとの協働により取り組んでいく。(解決策) ・これまで取り組んできたEV、FCVの普及により、他都市よりも普及率が高く、避難所にはVtoX機能の付加を求めているため、これを活用して、災害時にも電源を確保して安定的な避難所運営を確保する。 ・また、小規模の建物のピークカット及びデマンドレスポンスにも活用することで、平時における有効活用を図る。	<p>(政策課題)</p> <p>・自治体は、産業部門の温室効果ガス排出割合が他の政令指定都市と比較しても少ないものの、民生・運輸部門からの排出量が全体の約8割を占めており、本市における温室効果ガス削減対策としては、民生・運輸部門をターゲットとした対策が必要であった。そこで、2005年には「天然ガス自動車普及促進戦略」、2009年からは「E-KIZUNA Project」を展開し、温室効果ガスの削減といった低炭素化に向けた取組を進めてきた。</p> <p>しかし、2011年の東日本大震災では、市内全域において、計画停電やガソリン等が不足し、安定的な市民生活の維持や、市内企業の事業継続が困難となった。そのため、新たな取組として、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定を受けて、EV、FCVといった次世代自動車の普及や、水素をはじめとした多様なエネルギーを災害時に供給できる施設の整備など、平時の省エネ化と災害時の市民生活を守る仕組みの構築といった「レジリエンス都市」の構築について、民間企業や大学などとの協働により取り組んでいく。</p> <p>(解決策)</p> <p>・これまで取り組んできたEV、FCVの普及により、他都市よりも普及率が高く、避難所にはVtoX機能の付加を求めているため、これを活用して、災害時にも電源を確保して安定的な避難所運営を確保する。 ・また、小規模の建物のピークカット及びデマンドレスポンスにも活用することで、平時における有効活用を図る。</p>	1回目	経済産業省	商務情報政策局 産業保安G 電力安全課	電気事業法 電気事業法施行規則 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気設備の技術基準の解釈	(1) 避難所等の自家電気工作物への供給: D (2) 自宅等の一般電気工作物への供給: Z	(1) 電気自動車等から自家用電気工作物に電気を供給する場合については、自主保安の原則のもと電気主任技術者の監督下で保安確保が図られるべきものであることから、詳細な施設方法については規定されていない。(参考資料: 平成26年3月10日 産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会(第5回) 資料19)	(1) 自治体が優先して取り組まれようとして、電気自動車等から自家用電気工作物に10kWを超える電力を供給することは、必要な安全確保措置が取られているのであれば、現行法においても可能である。 (2) 電気自動車等から一般用電気工作物に電気を供給する場合は、一般電気工作物の設置が必ずしも電気の知識を有していないため、電気自動車等からの出力を50kW未満まで可能とするには、保安が確保できるという十分な根拠が必要であると考えられる。なお、十分な安全確保措置が行われなかった場合、感電・火災等により公共の安全が脅かされる可能性がある。 従って、自治体で検討中の事業において想定されている電気自動車等から一般用電気工作物に電気を供給する方法、およびその方法と規制との関わりについて再度整理頂くほか、一般電気工作物への10kWを超える電気供給の具体的なニーズ等を確認頂いた上で、今後、個別に協議させて頂きたい。	a	公共の安全を確保することは、自治体側も前提条件と考えている。今回の協議により、電気自動車等から自家用電気工作物に電気を供給する場合は、必要な安全確保措置を確保した上で電気自動車等から自家用電気工作物に10kWを超える電力を供給することは現行法においても可能である旨の見解を示された。 また、電気自動車等から一般用電気工作物へ50kW未満の電力供給を可能とすることにについては、保安を確保できる十分な根拠が必要との見解が示された。指定自治体は上記の見解を了解しているため、協議を終了する。経済産業省は必要に応じて指定自治体の計画・実施に際しては個別に協議させて頂きたい。	経済産業省より、必要な安全確保措置を確保した上で電気自動車等から自家用電気工作物に10kWを超える電力を供給することは現行法においても可能である旨の見解が示された。 また、電気自動車等から一般用電気工作物へ50kW未満の電力供給を可能とすることにについては、保安を確保できる十分な根拠が必要との見解が示された。指定自治体は上記の見解を了解しているため、協議を終了する。経済産業省は必要に応じて指定自治体の計画・実施に際しては個別に協議させて頂きたい。	iii	
					2回目											
とやま地域共生型福祉推進特区	29206	認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	住み慣れた身近な地域にあるグループホームで高齢者が安心して暮らし続けるため、外部から居宅サービスの提供を受ける必要がある場合に、認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担しなければならない現行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護などの利用を認め、福祉報酬の対象とすること。入居者の居宅サービスの利用が難しいのであれば、入居者の状態の変化(重度化、医療的ケアの必要など)に対して、事業所の負担で個別に福祉用具貸与や訪問看護が提供できる新たなサービス体制を整える事業所に対して個別加算する仕組みを構築すること。これにより、グループホームでのサービスが多様化し、入居者は状態の変化に応じた適切なサービスを受けることができるようになり、ひいては、地域包括ケアの理念にも合致し、総合特区の目的である地域共生型社会の実現に寄与するものと考えられる。	高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要である。認知症対応型グループホームにおいて、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるような環境を整備することが課題解決に資するものと考えられる。	1回目	厚生労働省	老健局総務課 認知症施策推進室	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令)第99条第2項 指定地域密着型サービスの算定に関する基準(厚生労働省告示)別表(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表)の5	C	-	-	認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活居居における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。	d	・高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要であることから、本県は、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)において、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるような環境を整備すべきと提案しているところである。 ・認知症高齢者への対応をより適切に行うための対応策の一つとして本県の提案は有効かつ効果的であるとされており、特区内にこだわらず全国で実施しても差し支えないものと考えていることから、介護給付費分科会の次期報酬改定に向けた議論を注視してきた。 ・同分科会での議論の結果、平成30年度介護報酬改定において、看護体制の整備について、医療的ケアが必要な利用者に対応できるように、事業所内に看護職員を配置している事業所に対する介護報酬上の評価を拡充(医療連携体制加算を拡充)することとされたことは、本県が提案する入居者のニーズに応じてきめ細かなサービスが提供できる環境の整備に向けて、一定の進展があったものと考えられる。 ・一方、福祉用具の貸与については、次期介護報酬改定では対応しないこととされたが、同分科会での議論の中には「グループホーム側で全ての利用者に合った福祉用具を用意する」というよりも、レンタルでその人に合った福祉用具を使うほうがむしろ必要」といった、本県の提案に肯定的な意見もあつたと受け止めている。 ・今般の介護保険給付費分科会の議論の結果や、報酬改定における介護報酬上の評価の拡充による入居者の状態変化に応じた医療ニーズに対応可能なサービス提供体制整備への効果を踏まえ、再提案について検討したい。	厚生労働省から示された見解について、指定自治体は一定の理解を示しているため、協議を一旦終了する。	iv
					2回目											

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	29207	豊田市・ニハント市の包括連携協定による外国人介護人材の活用・育成	①都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、送し機関及び受け入れ機関を当該地方公共団体の協定により決めることができるようにする。 ②都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、介護福祉士の国家資格取得のために実務経験を積む者に対し、4年間の在留資格を新設する。 ③上記実務経験ルートで介護福祉士を取得した者に対し、在留資格「介護」が付与される。 ④上記実務経験ルートで介護福祉士試験を受ける場合、試験時間を1.5倍に延長する。	(政策課題) 安全快適なモビリティの実現(高齢者会での移動モデル確立) (解決策) 当特区では、高齢者をはじめ、老若男女が安心、快適に活動できる行動支援の実施の一環として、民間企業、大学等と様々な技術開発を行ってきており、ロボットAI等高度技術を用いた介護を目指している。 モデルケースとして、豊田市と包括連携協定を締結しているバンドン市から外国人介護人材を受入れ、豊田市独自の高度技術を用いた介護人材の養成を行い、本特区において創出する技術に触れ、持ち帰り、バンドン市で実施する介護に活用することで、当特区の掲げる目標に取組むものである。	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成29年法務省令第16号) 法別表第1の2の表の介護の項の下欄に掲げる活動 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件	Z				出入国管理及び難民認定法においては、本邦に在留する外国人は、同法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、上陸許可若しくは取得に係る在留資格又はそれの変更に係る在留資格をもって在留するものとする。在留資格は法別表第一又は第二の上欄に掲げるとおりとし、これらの在留資格をもって在留する者は、その在留資格に応じて同表の下欄に掲げる活動又は身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができることとされている。	d	豊田市とバンドン市の2都市間の連携による海外介護人材の活用・育成を現行の技能実習制度で実現可能かどうかを検討しているところであるが、技能実習制度の前置条件(省令第10条第2項第3号)の「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」の「③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合」を適応させて実施していく場合、以下の点において協議を継続したい。 【監理団体】 厚生労働省に確認したところ、地方自治体が管理団体及び送出機関になることはできないとの見解であり、都市間で直接取り決めるを行うことができない。そのため、実習生が入国前に送出機関等に対して負担する費用が不透明となる。技能の移転をより確実に履行することが可能な地方自治体を監理団体及び送出機関となるようにしていきたい。 【技能実習計画】 外国人技能実習機構に確認したところ、入国後(前)講習に初任者研修を、技能実習計画の項目に実務者研修を充てることは認められないとの回答であった。介護のキャリアパスとして日本人は一般的に、初任者研修、実務者研修を経て介護福祉士資格取得となり、国も示すところである。外国人技能実習生にも均等に機会が与えられるべきである。協定の下、限られた期間で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、認めていただきたい。 【入国後(前)講習】 当該講習は産学で第1号技能実習の予定時間全体の1/6以上とされている。日本語N3取得者については日本語の時間の免除があるが、免除した時間数も別の科目を実施しなければならないため、全体時間は変わらないとの見解を外国人技能実習機構から提示されたところ、日本語学習時間が減る分、入国後(前)講習の時間が減るようにしていただきたい。 【技能実習】 実務者経験ルートで介護福祉士を取得した場合、在留資格「介護」の付与が検討されている中で、本提案でもより高度な介護の技能を習得するために介護福祉士の資格取得を目指して設計している。介護福祉士の国家資格の試験に合格するためには日本語能力の向上と試験対策が必須となり、また、OJTIによる技能実習自体の効果高めるためにも日本語学習は重要な要素である。外国人技能実習機構から「日本語学習及び介護福祉士取得のための勉強時間は技能実習の時間の対象にならない。」との回答であったが、限られた時間の中で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、日本語学習の勉強時間を技能実習の時間の対象としていただきたい。	指定自治体は、担当省庁の見解を踏まえて現行の技能実習制度活用による提案の実現可否を検討した結果、新たに生じた課題について協議を継続することを希望している。担当省庁は指定自治体回答に記載の協議事項について、明確な根拠を示したうえで見解を示し、引き続き協議を行うこと。
					2回目		外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「技能実習法施行規則」という。)第10条第1項及び第2項	Z			技能実習法施行規則第10条第1項では技能実習の目標について、第2項では技能実習の内容について規定している。	d	御提案については以下のとおり回答する。 ・監理団体について (送出国の)地方自治体が送出機関となることについては、技能実習制度上排除されていないが、送出国の関係法令等にも留意する必要がある。技能実習制度は民間が主体となって技能等の移転を図る仕組みであるため、地方自治体が監理団体となることは想定されていない。 ・技能実習計画について 技能実習法施行規則第10条第1項では、修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするよう定められており、技能実習は介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、技能実習計画の項目として実務者研修を当てることは認められない。なお、初任者研修についてその内容が産学であるものについては、入国後(前)講習として認められる余地がある。 ・入国後(前)講習について 技能実習法施行規則第10条第2項第7号において、日本語のみならず、本邦での生活や技能実習が円滑で効果的なものになるよう、その他の科目についても実施するよう定められており、当該基準を満たさない場合は実習計画の基準不適合として計画そのものが認められないことから、N3を取得していたとしても講習全体の時間を減らすことは認められない。 ・技能実習について 技能実習は修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするものであり介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、「介護福祉士取得のための日本語学習及び試験対策の勉強時間については、技能実習法施行規則第10条に定められた技能実習の内容の基準のいずれにも該当しないため、当該勉強時間を技能実習計画の対象として認めることは困難である。	当方の提案趣旨が人材育成及び技能移転に有ることを御理解いただき、その上で御提示いただいた技能実習制度を活用すべきの見解については了解し、指定自治体として実現に向けた検討を進めていく。 また、当方としては、現行の技能実習制度の中で実習生が、現地教育及び送出国から入国を待てる過程で多額の負担金を抱えてしまう実情を特に懸念しており、回答中「民間が主体となって技能等の移転を図る」ことを効果的に促進する支援を形成するため、今後も御指導をお願いしたい。	法務省から、提案の趣旨が人材育成及び技能移転にあるのであれば、技能実習制度の活用を検討したいとの見解が示され、指定自治体は了解したため、一旦協議を終了する。 なお、法務省は、指定自治体が発現に向けて検討を進める際に必要とする情報提供に努めるとともに、指定自治体が希望する場合は改めて協議を行うこととする。	

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理	
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 I: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの II: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を定めるための協議を継続するもの III: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの IV: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの V: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの VI: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
次世代エネルギー・モビリティ創造特区	29207	豊田市・尼ハドンの市間の包括連携協定による外国人介護人材の活用・育成	①都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、送出国及び受け入れ機関を当該地方公共団体の協定により定めることができるようにする。 ②都市間の包括連携協定を締結した地方公共団体等においては、介護福祉士の国家資格取得のために実務経験を積む者に対し、4年間の在留資格を新設する。 ③上記実務経験ルートで介護福祉士を取得した者に対し、在留資格「介護」が付与される。 ④上記実務経験ルートで介護福祉士試験を受ける場合、試験時間を1.5倍に延長する。	(政策課題) 安全快適なモビリティの実現(高齢者会での移動モデル確立) (解決策) 当特区では、高齢者をはじめ、老若男女が安心、快適に活動できる行動支援の実施の一環として、民間企業、大学等と様々な技術開発を行ってきており、ロボットAI等高度技術を用いた介護を目指している。 モデルケースとして、豊田市と包括連携協定を締結しているハドンドン市から外国人介護人材を受入れ、豊田市独自の高度技術を用いた介護人材の養成を行い、本特区において創出する技術に触れ、持ち帰り、ハドンドン市で実施する介護に活用することで、当特区の掲げる目標に取組むものである。	1回目	職業安定局 外国人雇用 対策課 社会・介護局 福祉基盤課 福祉人材確保 対策室	④	①~③ Z ④ E	-	-	④ 社会福祉士及び介護福祉士法第10条第1項(に基づき厚生労働大臣が指定した指定試験機関(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター)による試験事務の運用の中で試験時間が設定されている	d	豊田市とハドンドン市の2都市間の連携による海外介護人材の活用・育成を現行の技能実習制度で実現可能かどうかの検討を行っているところであるが、技能実習制度の前置条件(省令第10条第2項第3号)の「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」の「③実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合」を適応させて実施していく場合、以下の点において協議を継続したい。 【監理団体】 厚生労働省に確認したところ、地方自治体が管理団体及び送出機関になることはできないとの見解であり、都市間で直接取り決めることを行えない。そのため、実習生が入国前に送出機関等に対して負担する費用が不透明となる。技能の移転をより確実に履行することが可能な地方自治体を監理団体及び送出機関となれるようにしていただきたい。 【技能実習計画】 外国人技能実習機構に確認したところ、入国後(前)講習に初任者研修を、技能実習計画の項目に実務者研修を充てることは認められないとの回答であった。介護のキャリアパスとして日本人は一般的に、初任者研修、実務者研修を経て介護福祉士資格取得となり、国も示すところである。外国人技能実習生にも均等に機会が与えられるべきである。協定の下、限られた期間で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、認めていただきたい。 【入国後(前)講習】 当該講習は産学で第1号技能実習の予定時間全体の1/6以上とされている。日本語N3取得については日本語の時間の免除があるが、免除した時間数も別の科目を実施しなければならないため、全体時間は変わらないとの見解を外国人技能実習機構から提示されたところ、日本語学習時間が減る分、入国後(前)講習の時間が減るようにしていただきたい。 【技能実習】 実務者経験ルートで介護福祉士を取得した場合、在留資格「介護」の付与が検討されている中で、本提案でもより高度な介護の技能を習得するために介護福祉士の資格取得を目指して設計している。介護福祉士の国家資格の試験に合格するためには日本語能力の向上と試験対策が必要となり、また、OJTIによる技能実習自体の効果を高めるためにも日本語学習は重要な要素である。外国人技能実習機構から「日本語学習及び介護福祉士取得のための勉強時間は技能実習の時間の対象にならない。」との回答であったが、限られた時間の中で介護福祉士取得といったより高度なレベルに到達させる目標を達成するために、日本語学習の勉強時間を技能実習の時間の対象としていただきたい。	指定自治体は、担当省庁の見解を踏まえて現行の技能実習制度活用による提案の実現可否を検討した結果、新たに生じた課題について協議を継続することを希望している。担当省庁は指定自治体回答に記載の協議事項について、明確な根拠を示さずして見解を示し、引き続き協議を行うこと。		
					2回目	人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 社会・介護局 福祉基盤課 福祉人材確保 対策室	Z	-	-	技能実習法施行規則第10条第1項では技能実習の目標について、第2項では技能実習の内容について規定している。	d	御提案については以下のとおり回答する。 「監理団体について(送出国の)地方自治体が送出機関となることについては、技能実習制度上排除されていないが、送出国の関係法令等にも留意が必要がある。技能実習制度は民間が主体となって技能等の移転を図る仕組みであるため、地方自治体が監理団体となることは想定されていない。 「技能実習計画について技能実習法施行規則第10条第1項では、修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするよう定められており、技能実習は介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、技能実習計画の項目として実務者研修を当てることは認められない。なお、初任者研修についてその内容が産学であるものについては、入国後(前)講習として認められる余地がある。 「入国後(前)講習について技能実習法施行規則第10条第2項第7号において、日本語のみならず、本邦での生活や技能実習が円滑で効果的なものになるよう、その他の科目についても実施するよう定められており、当該基準を満たさない場合は実習計画の基準不適合として計画そのものが認められないことから、N3を取得していただいても講習全体の時間を減らすことは認められない。 「技能実習について技能実習は修得をさせる技能等に係る技能検定又は技能実習評価試験の合格を目標とするものであり介護福祉士の資格取得を目標とするものではないことから、「介護福祉士取得のための日本語学習及び試験対策の勉強時間」については、技能実習法施行規則第10条に定められた技能実習の内容の基準のいずれにも該当しないため、当該勉強時間を技能実習計画の対象として認めることは困難である。	当方の提案趣旨が人材育成及び技能移転に有ることを御理解いただき、その上で御提示いただいた技能実習制度を活用すべきとの見解については了解し、指定自治体として実現に向けた検討を進めていく。 また、当方としては、現行の技能実習制度の中で実習生が、現地教育及び送出から入国を経る過程で多額の負担を抱えてしまう実情を特に懸念しており、回答中の「民間が主体となって技能等の移転を図る」ことを効果的に促進する支援を形成するため、今後御指導をお願いしたい。	厚生労働省から、提案の趣旨が人材育成及び技能移転にあるのであれば、技能実習制度の活用を検討したいとの見解が示され、指定自治体は了解したため、一旦協議を終了する。 なお、厚生労働省は、指定自治体の実現に向けて検討を進める際に必要とする情報提供に努めるとともに、指定自治体が希望する場合は改めて協議を行うこととする。	iv	

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的影響、考え得る代替措置や対応策を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	29209	石油コンビナート等災害防止法で定める特定道路の上空に設置されている配管等に係る規制緩和	特定道路上に突き出して設置している蒸気エキスパンション配管のうち、下記条件をすべて満たすものは防災活動上支障のないものとして、当該特定道路に隣接する施設地区におけるレシート変更を認める。 ①レシートを施行前から継続して蒸気配管として使用しているもの ②地盤面から5メートル以上の間隔を有して設置されているもの ③一の施設地区に隣接する特定道路の一端について、配管の突き出し部分の道路長手方向に係る延長合計が当該特定道路一辺の長さの30%以内のもの また代替措置として災害の拡大防止のための活動に支障を及ぼさないよう、蒸気エキスパンション配管の突き出しがある箇所は道路上に「上方突起有」の標示を行う。 なお状況如何に問わず、現状よりも消防上不利となるような新たな突き出しを設置することは考えておらず、これは今回の提案の対象外とする。	水島コンビナートに立地する石油精製、石油化学事業者は、その直下する競争環境の中引き続き国内での事業を継続していくため、各事業所において原油処理能力の削減やエネンプラントの統合などの大規模な取組をはじめ、あらゆる場面で構造的改善、事業連携などの合理化を進めてきた。今後は、水島コンビナートが世界のコニナートと競争していく上で対等な競争環境の整備を行う。アジア有数の競争力を持つ「モデルコンビナート」を実現し、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぎ、本県の持続的な成長と良質な雇用の確保を図るものである。	1回目	総務省消防庁	特殊災害室	石油コンビナート等災害防止法第五条 第七条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条 第六 第十二条の二	D	-	-	特別防災区域に所在する事業所のうち、石油と高圧ガスを取り扱う事業所は、各種の装置が複雑に入り込んでいるため、災害発生時の危険性及び災害の拡大の危険性が特に大きい。特定道路の幅員や配置は災害が発生した場合に、その拡大に大きな影響を与えるものであり、また、防災活動の実施の難易等に大きな影響を与えるものである。(石油コンビナート災害防止法第五条、第七条) この趣旨から石油コンビナート等特別防災区域に存する設備の更新を行う場合に、その設備が設置されている施設地区の面積または配置の変更等を行う場合には、現行基準へ適合する必要がある。 本提案事項については、特定道路上に突き出して設置している蒸気エキスパンション配管が問題ではなく、蒸気エキスパンション配管により、特定道路の幅員がとれていることが、現行基準に適合していない事項となることから、「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区」に配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)」に記載の第十一条(特定道路の幅員)の特例による代替措置等での対応案も取れることから現行法令により対応が可能であると判断する。 なお、消防庁において計画段階でも事前協議が可能であることから、本提案事項についても事前協議による対応が望ましい。	a	消防庁においては、現行法令の下で、施設設置計画等の詳細が未定な計画段階であっても事前協議が可能であることから、今後本件のような事例が生じた場合は、この事前協議の場を活用することとする。	iii		
																	2回目
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	29210	揮発油税納税申告及び揮発油特定石油化学製品の移出数量等報告及び移出関連書類の電子化	現在一部の書面についてイメージデータでの提出が許可されるにとどまっている揮発油税関係の手続きについて特別区域内の事業者の行う揮発油税関係手続きを、電子署名等の利用により電子的に行うことを可能とする。 なお本件提案でその電子化を求める手続きは、具体的に「揮発油税関係申告書」「揮発油税納税申告書」「揮発油税納税申告書」「揮発油税納税申告書」等報告及び移出数量等報告及び移出数量等報告書の手続きに係るe-Taxへの対応である。又、e-Taxが完成するまでは暫定的に電子ファイルの添付等での対応が可能とする。 揮発油税納税申告書及び揮発油税納税申告書等報告及び移出数量等報告書の手続きに係るe-Taxへの対応は、本提案の対象外とする。	水島コンビナートが直面している競争環境に対し引き続き国内での事業を継続していくため、各事業所においては原油処理能力の削減やエネンプラントの統合などの大規模な取組をはじめ、あらゆる場面で構造的改善、事業連携などの合理化を進めてきた。今後は、水島コンビナートが世界のコニナートと競争していく上で対等な競争環境を整備し、アジア有数の競争力を持つ「モデルコンビナート」を実現し、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぎ、本県の持続的な成長と良質な雇用の確保を図る。	1回目	国税庁	消費税室	揮発油税法第10条、第14条 地方揮発油税法第7条 租税特別措置法第89条の2第6項、第89条の3第2項、第90条第2項 関係法令に係る行政手続等に関する省令第3条	【1】 【B】 【C】	-	-	・申告書提出の電子化(予算措置及び事業者側のシステム「揮発油税データベース」整備を前提) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月 ・申告書提出の電子化(予算措置後) 平成32年3月	(1) ・揮発油税申告書の電子申告については、「行政手続コスト削減のための基本計画」に記載されているところであり、予算措置を前提として、揮発油税申告書の電子申告取得するための移行期を設け、移行期に作成された移入届書や移入証明書を電子的に提出することができるようにするためのe-Taxの改修についても、予算措置を前提として、改修方法を検討してまいりたい。 なお、移入による移入の事前の証明手続きにつき、移入届書を作成する上で移入届書の添付書類としてe-Taxにより電子的に提出する場合は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信技術の活用に関する省令(官庁化省令)など、法令上の規制はないとの見解。 ・揮発油税申告書の電子申告については「電子化が必要である手続きについては、添付書類も含め、電子化の徹底を図る」という行政手続部会と移入の原簿を踏まえ、事業者の意見を反映しつつ着実に進めていきたい。また、電子的に作成された移入届書や移入証明書は電子的に提出することができるようにするためのe-Taxの改修についても引き続き検討していきたい。 ・「揮発油税データベース」部分については、水島特区の目的とする業務負担の軽減でありデータベースの構築そのものではない。このため、31年度実施に向けた揮発油税申告書の電子化に当たって、行政手続コストの削減が効果的に実現されるよう、事業者の意見を踏まえて検討していきたい。 ・「移入届書及び移入届書の提出等に係る代替策」 「行政手続コスト削減のための基本計画」では、一定の要件を満たした場合には、移入届書及び移入届書の提出を不要とし、保存義務のみを課するとする規制改正を盛り込んでおり、平成30年度法制改正大綱においても、本事項について言及されているところ。法改正が行われれば、これらの書類の提出に係る事務負担が軽減される。	b	・揮発油税電子申告については「電子化が必要である手続きについては、添付書類も含め、電子化の徹底を図る」という行政手続部会と移入の原簿を踏まえ、事業者の意見を反映しつつ着実に進めていきたい。また、電子的に作成された移入届書や移入証明書は電子的に提出することができるようにするためのe-Taxの改修についても引き続き検討していきたい。 ・「揮発油税データベース」部分については、水島特区の目的とする業務負担の軽減でありデータベースの構築そのものではない。このため、31年度実施に向けた揮発油税申告書の電子化に当たって、行政手続コストの削減が効果的に実現されるよう、事業者の意見を踏まえて検討していきたい。 ・「移入届書及び移入届書の提出等に係る代替策」 「行政手続コスト削減のための基本計画」では、一定の要件を満たした場合には、移入届書及び移入届書の提出を不要とし、保存義務のみを課するとする規制改正を盛り込んでおり、平成30年度法制改正大綱においても、本事項について言及されているところ。法改正が行われれば、これらの書類の提出に係る事務負担が軽減される。	iv	
先進的な地域医療の活性化(ライオンイノベーション)総合特区	29211	「総合メディカルゾーン本部(東立中央病院)」「総合メディカルゾーン南部(西部センター)」及び「へき地診療所」の連携による情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)の実施を可能とする制度(法令上の特例措置)について	医師の地域偏在、診療科偏在という医療の現状に対し、地域の患者が必要な医療の提供を受けるためには、限られた医師や医療機関などの医療資源の効率的な活用や、受診機会の確保が課題となる。特に、へき地の診療を担う「へき地診療所」やその支援を担う「へき地医療拠点病院」においては、最適な医療提供体制の構築に向け、こうした社会的課題への有効性のある対策の推進が急務となっている。 「へき地医療拠点病院」であり「東立中央・海部三好病院」間及び「東立中央・西部センター」間、IC「IC」を活用した「新たな遠隔診療」を実施することで、適切な地域医療提供体制の確保を図る。 また、本提案の実施により、患者の受診機会や専門医療の受診機会が増えることにより、看護師によるケアなど、在宅における遠隔診療に比して、より手厚い医療看護が可能となるほか、へき地への移動に何時間か要していた「医師の勤務環境の改善」引いては「医師の働き方改革」の推進につながることもより、今後、本格的に輩出される「地域特化医師」の育成にも寄与することが想定される。 こうした地域医療の新たな課題解決策モデルの実現には、現在、国が認める「遠隔診療」の特例措置が必要である。	1回目	厚労省	医務課 医務課 保険局医務課	医療法第1条の2第2項 医療法施行規則第1条 医師法第20条 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について、(平成29年12月24日付)健康増進局告示第107号厚生労働省健康政策局長通知(平成29年107号厚生労働省健康政策局長通知(平成29年107号))	最者が病院にて遠隔診療を受けることについて:D 医師の指示のもと、看護師が補助することについて:D 診療報酬を対面診療と同様の扱いとすることについて:C	-	-	医療は、医療を提供する施設の機能に応じた在宅をふくむ適切な場所で安全かつ効率的に提供されるべきであり、医療法においては、医療を提供する場所を病院、診療所等と定め、さらに医療法施行規則第1条においてさらに詳細な規定を置いている。 医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しない治療を行ってはならないこととしている。 遠隔診療の一環として「診療」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について(平成29年12月24日付)健康増進局告示第107号厚生労働省健康政策局長通知、以下「平成29年遠隔診療通知」という。)において、「直接の対面診療による場合と同様ではないとしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に關する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことには、直ちに医師法第20条等に抵触するものではないとの基本的な考え方を示している。 診療報酬においては、質の高い医療が効率的・効果的に提供されるよう、個々の医療行為について、一定の要件や基準等を付して保険適用としている。電話等を用いた診療については、患者等からの求めに応じて必要に応じて、必要に応じて診療を行った保険適応の医療機関において再診料が算定できる。	【1】 【2】	今回のへき地医療拠点病院とへき地診療所間での遠隔診療の実施に関する提案にあるように遠隔診療を受ける際に患者が、病院にて遠隔診療を受けることは、医療法上特段の問題はなく、現行法上で対応できる。また、平成9年遠隔診療通知で示している基本的な考え方のとおり、過去に診察していた慢性期患者に対して、直接の対面診療を適切に組み合わせつつ、情報通信機器を用い、医師が診察を行い、当該医師の指示のもと、看護師が診療を補助することについては、医師法上特段の問題はなく、現行法上で対応可能である。 情報通信機器を活用した診療の診療報酬上の評価については、平成30年度診療報酬改定において、有効性や安全性等への配慮や対面診療の原則にといった一定の要件を満たすことを前提に、診療報酬上の評価を新設することを検討している。平成30年度診療報酬改定後、評価の状況を確認した上で、対面診療と適切に組み合わせ、IC「IC」を活用した効果的・効率的な外、在宅医療の提供や、遠隔でのモニタリング等に係る評価の在り方について、引き続き中央社会保険医療協議会において検討していく予定。 「遠隔診療」の実施については、平成30年度の診療報酬改定において評価を新設し、以降、新設による影響を調査・検証した上で、引き続き中央社会保険医療協議会において検討していく予定としているところ、指定自治体が検討の結果、新たに希望する場合は改めて協議を行うこととする。	【1】 【2】	今回のへき地医療拠点病院とへき地診療所間での遠隔診療の実施に関する提案にあるように遠隔診療を受ける際に患者が、病院にて遠隔診療を受けることは、医療法上特段の問題はなく、現行法上で対応できる。また、平成9年遠隔診療通知で示している基本的な考え方のとおり、過去に診察していた慢性期患者に対して、直接の対面診療を適切に組み合わせつつ、情報通信機器を用い、医師が診察を行い、当該医師の指示のもと、看護師が診療を補助することについては、医師法上特段の問題はなく、現行法上で対応可能である。 情報通信機器を活用した診療の診療報酬上の評価については、平成30年度診療報酬改定において、有効性や安全性等への配慮や対面診療の原則にといった一定の要件を満たすことを前提に、診療報酬上の評価を新設することを検討している。平成30年度診療報酬改定後、評価の状況を確認した上で、対面診療と適切に組み合わせ、IC「IC」を活用した効果的・効率的な外、在宅医療の提供や、遠隔でのモニタリング等に係る評価の在り方について、引き続き中央社会保険医療協議会において検討していく予定。	iii	